

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則五十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| <p>第四条 前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領書に年月日を記入して直ちにこれを返さなければならない。</p> | <p>第四条 前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領書に年月日を記入して直ちにこれを返さなければならない。</p> | <p>第十条 前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入して直ちにこれを返さなければならない。</p> | <p>第十条 前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入し印を押して直ちにこれを返さなければならない。</p> |
| <p>支出の限度</p> | <p>支出の限度</p> | <p>支出の限度</p> | <p>支出の限度</p> |
| <p>用途</p> | <p>用途</p> | <p>用途</p> | <p>用途</p> |
| <p>適用範囲</p> | <p>適用範囲</p> | <p>適用範囲</p> | <p>適用範囲</p> |
| <p>期間</p> | <p>期間</p> | <p>期間</p> | <p>期間</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

| 救助の方法 | 避難の場所 | 避難の設置 |
|----------------------------|--|---|
| 一 避難所設置費 一人一日当たり、三三〇円以内 | 一 避難所 二 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難場所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額に、特別な配慮のため必要な当該地域に | 一 賃金 二 職員 三 等雇 四 上費 五 消耗 六 器材 七 障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難場所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額に、特別な配慮のため必要な当該地域に |

| 救助の方法 | 避難の場所 | 避難の設置 |
|---|---|---|
| 一 賃金 二 職員 三 等雇 四 上費 五 消耗 六 器材 七 障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難場所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額に、特別な配慮のため必要な当該地域に | 一 賃金 二 職員 三 等雇 四 上費 五 消耗 六 器材 七 障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難場所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額に、特別な配慮のため必要な当該地域に | 一 賃金 二 職員 三 等雇 四 上費 五 消耗 六 器材 七 障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難場所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額に、特別な配慮のため必要な当該地域に |

| | |
|--|--|
| <p>おける通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>応急仮設住宅</p> |
| <p>おける通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり六、二八五、〇〇〇円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等を利用するための施設を設置できるとし、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な</p> |
| <p>水費 仮設炊事場又は便所の設置費</p> | <p>（略）</p> |
| <p>までの期間</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>おける通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>応急仮設住宅</p> |
| <p>おける通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり五、七一四、〇〇〇円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等を利用するための施設を設置できるとし、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な</p> |
| <p>水費 仮設炊事場又は便所の設置費</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

| 与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝、服被 | | | 略 | 与給の品食るよに他のそし出き炊 | 施設を設置できる。賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の实情に応じた額とする。 |
|----------------------|--------------|----------------|---------------------------|-----------------|--|
| 帯世人二 | 帯世人一 | 分区帯世 | 一 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 | 略 | |
| 内以円〇〇〇〇二 〇四二 | 内以円〇〇〇〇二 〇四二 | 〜でま月九らか月四 一季夏 | | | |
| 内以円〇〇〇〇二 〇四四 | 内以円〇〇〇〇二 〇四三 | 〜でま月三らか月〇一 一季冬 | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |

| 与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝、服被 | | | 略 | 与給の品食るよに他のそし出き炊 | 施設を設置できる。賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の实情に応じた額とする。 |
|----------------------|--------------|----------------|---------------------------|-----------------|--|
| 帯世人二 | 帯世人一 | 分区帯世 | 一 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 | 略 | |
| 内以円〇〇〇〇二 〇四二 | 内以円〇〇〇〇二 〇四二 | 〜でま月九らか月四 一季夏 | | | |
| 内以円〇〇〇〇二 〇四四 | 内以円〇〇〇〇二 〇四三 | 〜でま月三らか月〇一 一季冬 | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |
| | | | 略 | 略 | 略 |

| 六 | 帯世人五 | 帯世人四 | 帯世人三 | 帯世人二 | 帯世人一 | 分区帯世 |
|---|------------|------------|------------|------------|-----------|--------------|
| 一 | 内以円〇〇九 〇八一 | 内以円〇〇〇 〇五二 | 内以円〇〇〇 〇三二 | 内以円〇〇〇 〇二八 | 内以円〇〇一 〇六 | ～でま月九らか月四へ季夏 |
| 二 | 内以円〇〇四 〇七二 | 内以円〇〇八 〇一三 | 内以円〇〇三 〇八一 | 内以円〇〇九 〇二二 | 内以円〇〇九 〇九 | ～でま月三らか月〇へ季冬 |

積等により
一時的に居
住すること
ができない
状態となつ
たものを含
む。以下同
じ。～によ
り被害を受
けた世帯

| 六 | 帯世人五 | 帯世人四 | 帯世人三 | 帯世人二 | 帯世人一 | 分区帯世 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 一 | 内以円〇〇〇 〇九一 | 内以円〇〇一 〇五二 | 内以円〇〇四 〇二二 | 内以円〇〇三 〇八一 | 内以円〇〇一 〇六 | ～でま月九らか月四へ季夏 |
| 二 | 内以円〇〇六 〇七二 | 内以円〇〇九 〇一三 | 内以円〇〇四 〇八一 | 内以円〇〇〇 〇三二 | 内以円〇〇〇 〇〇一 | ～でま月三らか月〇へ季冬 |

積等により
一時的に居
住すること
ができない
状態となつ
たものを含
む。以下同
じ。～によ
り被害を受
けた世帯

| 与給の品用学 | 理修急応の宅住たし災被 | 略 |
|--|---|---|
| 1 文房用具及び通学用品 2 文房用具及び通学用品 1 小学校 2 中学校 1 児童一人につき四 2 以内 七〇〇円 | 一 次号に掲げる世帯以外の世帯 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三 〇〇〇円以内 八〇〇円以内 | 一 次号に掲げる世帯以外の世帯 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三 〇〇円以内 六五五、〇〇円以内 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

| |
|--|
| 人以上の世帯 |
| 内以額たし算加を円〇〇六`二`きつに一人一人帯世るえ超を人五`に円〇〇九`八 |
| 内以額たし算加を円〇〇六`三`きつに一人一人帯世るえ超を人五`に円〇〇四`七 |

| 与給の品用学 | 理修急応の宅住たし災被 | 略 |
|--|---|---|
| 1 文房用具及び通学用品 2 文房用具及び通学用品 1 小学校 2 中学校 1 児童一人につき四 2 以内 五〇〇円 | 一 次号に掲げる世帯以外の世帯 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三 〇〇〇円以内 〇〇〇円以内 | 一 次号に掲げる世帯以外の世帯 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三 〇〇円以内 五九五、〇〇円以内 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

| |
|--|
| 人以上の世帯 |
| 内以額たし算加を円〇〇六`二`きつに一人一人帯世るえ超を人五`に円〇〇〇`九 |
| 内以額たし算加を円〇〇六`三`きつに一人一人帯世るえ超を人五`に円〇〇六`七 |

| | | | | | |
|-------------------|----------------|---|--|---|--|
| ば運に辺周のそは又居住てつよに害災 | 〇円以内 一三八、三〇 | 略 | 費送輸のめたの助救急応 | 葬埋 | 生徒一人 につき五 〇〇〇円 以内 |
| | 〇円以内 | 略 | 実費 | 一体当たり 大人 二二 三、八 〇〇円 以内 小人 一七 〇、九 〇〇円 以内 | 3 高等学 校等生徒 一人につ き五、五 〇〇円以 内 |
| | | 略 | 応急救助のため の輸送費と して支出する ものは、次に 掲げる場合の 移送又は輸送 とする。 | 略 | |
| | | 略 | 一 被災者 法第四条第 二項の救助 にあつては 避難者の 避難に係る 支援 | 略 | |
| | | 略 | 二七 略 | 略 | |
| | | 略 | | 略 | |

| | | | | | |
|-------------------|----------------|---|--|---|--|
| ば運に辺周のそは又居住てつよに害災 | 〇円以内 一三七、九〇 | 略 | 費送輸のめたの助救急応 | 葬埋 | 生徒一人 につき四 八〇〇円 以内 |
| | 〇円以内 | 略 | 実費 | 一体当たり 大人 二二 五、二 〇〇円 以内 小人 一七 二、〇 〇〇円 以内 | 3 高等学 校等生徒 一人につ き五、二 〇〇円以 内 |
| | | 略 | 応急救助のため の輸送費と して支出する ものは、次に 掲げる場合の 移送又は輸送 とする。 | 略 | |
| | | 略 | 一 被災者の 避難に係る 支援 | 略 | |
| | | 略 | 二七 略 | 略 | |
| | | 略 | | 略 | |
| | | 略 | | 略 | |

| | | | | | | | | |
|-----|------------|--------------|-------|---|---|--------------------|-----|-----|
| (略) | とび職 (略) | 土木技術者及び建築技術者 | 救急救命士 | 師 び准看護 看護師及 助産師、 保健師、 科衛生士 | 診療放射線技師、 臨床検査技師、 床工学士 士及び歯 科衛生士 | 一人一日 当たり | (略) | (略) |
| | | | | | | 内 〇〇円以 二、三、四 | | |
| (略) | とび職 (略) | 土木技術者及び建築技術者 | 救急救命士 | 師 び准看護 看護師及 助産師、 保健師、 科衛生士 | 診療放射線技師、 臨床検査技師、 床工学士 士及び歯 科衛生士 | 一人一日 当たり | (略) | (略) |
| | | | | | | 内 〇〇円以 二、二、三 | | |

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第六号までの様式、別記様式第八号及び別記様式第十号から別記様式第十二号までの様式中「㊦」を削る。

別記様式第十三号中「㊦」を削る。

別記様式第十四号を次のように改める。

災 害 救 助 費 払 戻 請 求 書

災害救助費の一時繰替支弁について、別紙「災害救助費払戻請求額内訳」のとおり請求
求
します。

年 月 日

広島県知事 様

市町長 氏 名

災害救助費払戻請求額内訳 () による災害)

| 種目別区分 | | 市町補替支弁分 | | | |
|--------------------------|------------------------|---------------------|------|-------|--|
| | | 市町 | | | |
| | | 員数 | 単価 | 金額(円) | |
| I 救助業務に要した経費 | | | | | |
| 1 救助費 | | | | | |
| (1) | 避難所設置費 | 避難所 | 延人 | | |
| | | 福祉避難所 | 延人 | | |
| | | ホテル・旅館など | 延人 | | |
| | 計 | 延人 | | | |
| (2) | 応急仮設住宅設置費 | 建設型応急住宅 | 戸 | | |
| | | 賃貸型応急住宅 | 戸 | | |
| | | 応急修理期間における応急仮設住宅の使用 | 戸 | | |
| | | 計 | 戸 | | |
| (3) | 炊出しその他による食品の給与費 | 延人 | | | |
| (4) | 飲料水の供給費 | | | | |
| (5) | 被害者に対する被害回復のための費用(貸付費) | 全壊(焼)流出 | 世帯 | | |
| | | 半壊(焼)・床上浸水 | 世帯 | | |
| | | 計 | 世帯 | | |
| (6) | 医療及び助産費 | 医療 | 延人 | | |
| | | 助産 | 延人 | | |
| | | 計 | 延人 | | |
| (7) | 被災者の救出費 | 人 | | | |
| (8) | 住宅の応急修理費 | 大規模半壊・半壊以上 | 世帯 | | |
| | | 準半壊 | 世帯 | | |
| | | 計 | 世帯 | | |
| (9) | 生業に必要な資金の貸与費 | 世帯 | | | |
| (10) | 学用品の給与費 | 小学校児童 | 教科書 | 人 | |
| | | | 文房具等 | 人 | |
| | | 中学校生徒 | 教科書 | 人 | |
| | | | 文房具等 | 人 | |
| | | 高等学校等生徒 | 教科書 | 人 | |
| 計 | 人 | | | | |
| (11) | 埋葬費 | 大 | 人 | | |
| | | 小 | 人 | | |
| | | 計 | 人 | | |
| (12) | 死体の捜索費 | 体 | | | |
| (13) | 死体の処理費 | 洗浄、縫合、消毒等 | 体 | | |
| | | 一時保存 | 体 | | |
| | | 検案 | 体 | | |
| | | 計 | 体 | | |
| (14) | 障害物の除去費 | 世帯 | | | |
| (15) | 輸送費 | | | | |
| (16) | 賃金職員等雇上費 | | | | |
| 2 | 実費弁償 | 人 | | | |
| 3 | 扶助金 | 件 | | | |
| 4 | 損失補償 | 件 | | | |
| II 救助事務に要した経費 | | | | | |
| 市町事務費 | | | | | |
| 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。